

別表第 1 (第 1 条の 3 関係)

広告物又は掲出物件の種類			許可の有効期間
固定広告物	地上広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたものをいう。	3 年以内
	屋上広告物	建築物の屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの(階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。)をいう。	
	壁面広告物	建築物その他の工作物の壁面に表示され、又は取り付けられたもの(壁面から突き出して装置されたものを含む。)をいう。	
簡易広告物	はり紙	紙製、ビニール製等のもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件にはり付けられたものをいう。	1 月以内
	はり札	小型簡易なもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件に容易に取りはずすことのできる状態で取り付けられたものをいう。	1 年以内
	立看板	容易に取りはずすことのできる状態で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に立てかけられたものをいう。	1 月以内
	アドバルーン広告物	気球を利用して表示されたものをいう。	15日以内
	広告幕 広告網	建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に懸垂され、若しくは添架されたもの又は電柱等を利用して空中に掲出されたものをいう。	1 月以内
	のぼり旗	布等をさおその他の棒状の物件に取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に取り付けられたものをいう。	1 月以内
	電柱広告物	電柱その他これに類するものを利用して装置されたものをいう。	1 年以内
移動広告物	広告車	外面に広告を表示し、又は装置して、営業宣伝を目的として移動する自動車をいう。	1 月以内